

## 溶融施設プラットホーム入口自動扉交換修繕仕様書

本仕様書は、秋田市総合環境センターが発注する、溶融施設プラットホーム入口自動扉交換修繕（以下「本修繕」という。）に適用する。

### 1 修繕概要

秋田市総合環境センター（以下「センター」という。）溶融施設プラットホームの入口自動扉は、経年劣化による腐食が著しく、開閉動作に支障をきたしていることから、修繕を行うものである。

2 履行場所 秋田市河辺豊成字虚空蔵大台滝地内  
秋田市総合環境センター 溶融施設

3 履行期間 契約締結日の翌日から令和8年10月30日（金）まで

### 4 修繕内容

次に掲げる設備を別紙図面に従い修繕すること。また、本修繕に伴い、必要な撤去、取外し作業および交換・試験調整等を行うこと。

#### (1) 修繕機器

スチール製自動扉(引き分け戸タイプ)	2枚
堀込引手	2個
召し合わせゴム(凸型)	1本
召し合わせゴム(凹型)	1本
戸当たりゴム(既設支柱側)	2本
戸当りゴム	2個
ガイドレール	1式
ガイドローラー	2台
ドアハンガ	4台

※停電時や開閉装置故障時に備え、手動で開閉ができる構造とすること。

### 5 施工、部品および材料等

(1) 使用部品・材料等は、全てそれぞれの用途に適合する欠点のない製品で、かつ、全て新品とし、日本産業規格（J I S）等の規格が定められているものは、これらの規格品を使用すること。

(2) 設計書や仕様書に記載されていない事項は、最新版「公共建築工事標準仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）」並びに最新版「公共建築改修工事標準仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）」によることを原則とし、これによりがたい場合は監督員と協議すること。

## 6 提出書類

### (1) 修繕着工前

受注者は、本修繕の着工前に施工計画書を提出すること。

### (2) 修繕完了時

受注者は、本修繕が終了したときは、次の書類（原則としてA4判とする。）を提出するものとする。

ア 修繕完成届（市指定書式） 1部

イ 修繕写真帳 1部

ウ その他必要書類（監督員が指示するもの）

## 7 経費負担

(1) 施工上必要な器具、工具、測定器、消耗品等は、受注者の負担とする。

(2) 本修繕に必要とする水道、電気等のユーティリティは、センター内ものを使用できる。

(3) 本修繕の施工に伴い、既存設備等に損傷を与えた場合は、直ちに監督員に報告するとともに必要な応急措置を講じ、受注者の負担で速やかに復旧すること。また、第三者に損害を及ぼしたときは、受注者はその賠償に要する費用を負担しなければならない。

(4) 本修繕の着手、施工および完成において官公署、その他関係機関へ必要となる諸手続は、監督員と協議の上、受注者が遅滞なく処理すること。なお、当該手続に係る経費は、すべて受注者の負担とする。

## 8 事前準備

受注者は、契約締結後、監督員と打合せを行うとともに、必要に応じて現地の状況、関連設備その他について綿密に調査を行い、修繕内容を十分把握してから着手すること。

## 9 安全管理

- (1) 本修繕実施の際は、常に細心の注意を払い、関係法令を遵守し、作業員等の安全を図るものとする。また、事故が発生した場合は、速やかに監督員に報告するとともに、受注者の責任において処理すること。
- (2) 本修繕施工中は、適正な所要人員を配置し、作業場所の整理整頓および保安に努めること。また、作業場所の秩序を保つとともに、火災、盗難等の事故防止に必要な処置を講ずること。
- (3) 修繕範囲外の機器および工作物に近接して作業する場合は、あらかじめ保安上必要な措置又は養生を行うこと。
- (4) 受注者は、作業が周囲にいる職員および作業者に危険を及ぼすおそれがある場合は、危害又は損害を与えないように万全な安全措置を講じ安全確保に努めること。
- (5) 受注者は、廃棄物、用役等の搬入・搬出、その他用務でセンター構内を通行する車両の安全確保に十分配慮すること。

## 10 現場管理

- (1) 本修繕の施工日は、ごみ受入のない日曜日を原則とする。また、具体的な工程については、別途監督員と協議の上決定すること。
- (2) 受注者は、当該設備の機能保全と安全確保のため、専門知識を有する技術者を派遣し、本修繕に従事させるものとする。
- (3) 本修繕の施工に当たっては、労働安全衛生法および関係法令を遵守するものとする。
- (4) 本修繕の作業時間は、午前8時30分から午後5時までを原則とし、発注者の業務遂行に支障があるとき、又は工程の都合上やむなく午後5時を過ぎての作業が必要なときは、監督員と協議の上、承諾を得て、他の時間帯に行うものとする。
- (5) 受注者は、修繕関連の物品について、修繕完了まで保管責任を負うものとする。
- (6) 監督員に対して、作業開始前に当日の作業内容の報告を行うとともに、作業終了時には、作業終了と当日の作業実績の報告を口頭にて行うこと。

## 11 協議事項

この仕様書に規定していない事項又は疑義が生じた事項については、必要に応じて本市、受注者双方協議の上、定めるものとする。